

## 令和 3 年度 第 2 回国民健康保険運営協議会資料

### 【国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係】

#### 1 令和 4 年度小金井市国民健康保険税の見直しについて——資料 2

##### (1) 令和 4 年度国民健康保険税税制改正内容（案）

—税制改正大綱の内容説明—

##### (2) 令和 4 年度税制改正に伴う国民健康保険税の収入額の影響等について

——資料 3

—賦課限度額・軽減判定基準額改定による影響額の説明—

## 令和4年度国民健康保険税税制改正内容（案）

## 1 賦課限度額の引上げ

	改正前（令和3年度）	改正後（令和4年度予定）
賦課限度額 医療分	63万円	65万円
賦課限度額 後期高齢者支援金分	19万円	20万円
賦課限度額 介護分	17万円	改正なし

## 2 減額の対象となる所得の基準

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、被保険者均等割を減額（7割、5割又は2割）する措置の、減額の対象となる所得の基準は現状を維持。

## 参 考

## ◎軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前（令和2年度）	改正後（令和3年度）
7割減額	33万	43万＋（給与所得者等の数－1）×10万
5割減額	33万＋28.5万×被保険者数	43万＋国保加入者の数×28.5万＋ （給与所得者等の数－1）×10万
2割減額	33万＋52万×被保険者数	43万＋国保加入者の数×52万＋ （給与所得者等の数－1）×10万

※ 上記1は、令和3年12月24日において、閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」の内容である。

## 1 国民健康保険税賦課限度額改定

## (1) 改定内容

## 令和4年度税制改正による賦課限度額

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	合計
現行限度額 ①	63万円	19万円	17万円	99万円
改定限度額 ②	65万円	20万円	17万円	102万円
差額 ② - ①	2万円増	1万円増	0円	3万円増

## (2) 国民健康保険税収入への影響額

## 賦課限度額の引上げに伴う影響額（調定ベース）

	賦課限度額超過額 改定前 (A)	賦課限度額超過額 改定後 (B)	影響額 (B) - (A)	増減割合
医療分	262,539千円	257,747千円	△4,792千円	△1.83%
後期高齢者 支援金分	106,393千円	102,989千円	△3,404千円	△3.20%
介護分	48,346千円	48,346千円	0円	0%
合計	417,278千円	409,082千円	△8,196千円	△1.96%

(収入ベース影響額 7,953千円増)

※収入ベース影響額 = {4,792千円 (調定ベース影響額) × 97.04% (医療分の収入率)} + {3,404千円 (調定ベース影響額) × 97.04% (後期高齢者支援金分の収入率)} = 7,953千円増

## (3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 15,412 世帯	後期高齢者支援金分 全体 15,412 世帯	介護分 全体 6,010 世帯
現行限度額に到達 する世帯数 (B)	240 世帯 (1.56%)	356 世帯 (2.31%)	217 世帯 (3.61%)
改定限度額に到達 する世帯数 (C)	223 世帯 (1.45%) ※改定により 2万円増額	312 世帯 (2.02%) ※改定により 1万円増額	217 世帯 (3.61%)
差引世帯数 (B) - (C)	17 世帯 ※改定により 100円以上 2万円未満増額	44 世帯 ※改定により 100円以上 1万円未満増額	0 世帯

※ 令和4年度において、軽減判定基準額は改定されないが、未就学児に係る均等割の軽減により約860万円 (調定ベース影響額) 減額する見込み